



衆議院憲法調査会ニュース

H13. 12. 7 Vol. 19

— 第 153 回 (臨時) 国会 — 発行：衆議院憲法調査会事務局

12月6日に、第5回の憲法調査会（通算31回目）が開かれました。

◎憲法調査会委員の所属会派異動

12月5日、以下のとおり、憲法調査会委員の所属会派の異動がありました。

| 氏名 | 所属会派 | 異動前所属会派 |
|-------|-------|---------|
| 近藤基彦君 | 自由民主党 | 21世紀クラブ |

上記に伴ない、憲法調査会の会派別委員数は、以下のようになりました。

| 会派名 | 旧 | 新 |
|------------|----|----|
| 自由民主党 | 25 | 26 |
| 民主党・無所属クラブ | 14 | 14 |
| 公明党 | 3 | 3 |
| 自由党 | 2 | 2 |
| 日本共産党 | 2 | 2 |
| 社会民主党・市民連合 | 2 | 2 |
| 保守党 | 1 | 1 |
| 21世紀クラブ | 1 | — |
| 合計 | 50 | 50 |

※幹事の割当に変更はありません(自民5、民主3、公明1。自由党以下は、幹事会へのオブザーバー出席となります。)

1. 日本国憲法に関する件(21世紀の日本のあるべき姿)について、委員間の自由討議を行いました。
2. 中山会長から、本年の調査を終えるに当たっての挨拶がありました(全文は、「憲法調査会、この一年」に掲載)。

◎各委員の発言の概要(発言順)

鳩山 邦 夫君(自民)

- ・残念ながら昨今の国会では、地球や人類の歴史の観点から見て、本質的な議論がなされているとは思えない。22世紀以降の未来を見据えた場合、歴史を踏まえた理念や哲学が新憲法には必要である。
- ・人類が経済発展を優先したために、環境問題をはじめさまざまな問題を引き起こしてきたことにかんがみれば、今後は「人類は万物の霊長である」との考えを改め、「自然との共生」という理念を憲法に取り入れるべきである。

斉藤 鉄 夫君(公明)

- ・憲法論議では、まず9条について取り上げるべきとの意見も強い。それはそれで重要な論点ではあるが、他方で、(a)科学技術の進歩による問題、(b)文化の問題というような、現行憲法では対応しきれない問題についても議論を進めていくべきであろう。
- ・(a)に関し、21世紀は「生命科学の世紀」とであると言われている中で、クローン胚の実験等人間の尊厳や人間存在の根本に関わる問題が生じつつある。このような問題と学問の自由(23条)との関係について、国民総意の下に議論し、憲法の中で何らかの方向性を指し示すべきである。
- ・(b)に関し、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する25条は、ともしれば物質的な側面からしか理解されてこなかったが、日本は、これからの時代、文化芸術大国としてソフト・パワーに力点を置いて発展していくべきであり、そのような方向性を憲法の中で指し示すべきである。

細川 律 夫君(民主)

- ・本年6月に出された司法制度改革審議会の答申は、現行憲法を前提として、個人の尊重(13条)や国民主権(前文及び1条)の真の実現等を図ろうとするものであり、肯定的に評価できる。しかし、反面、憲法改正を前提とする問題や司法権と他の二権との関係に触れられていない等の問題点もある。
- ・司法による行政のチェックの観点から現状を見た場合、(a)要件が厳しいこと等により行政訴訟の件数自体が少ない、(b)訴訟が提起されても、審級が上がるに従い行政寄りの判断が下される傾向が強いとの指摘ができる。こうした現状を打開するために、内閣が大きく関わる現行の裁判官の任命方法を改め、諮問委員会を設置したり、任命に国会を関与させるなどの方途も検討すべきではないか。

春名 真 章君(共産)

- ・今国会の調査会等において、米英軍のアフガニスタン攻撃及び日本の「参戦」に対して批判の声が多く上がった背景には、9条の存在があり、国際紛争を非軍事的貢献によって解決することが、21世紀の日本の役割として求められていると考える。このような憲法の精神に反した施策を講じてきた政府の姿勢こそ、本調査会におい

憲法調査会は、毎月2回程度、衆議院第18委員室にて開かれています。(木曜日定例)

て調査の対象とされるべきである。

- ・首相公選制については、参考人等からは、これを歓迎・支持する意見はほとんどなかったと言えよう。
- ・基本的人権については、グローバル・スタンダードからみた日本の人権保障の在り方の調査をこれから行うべきである。

金子哲夫君 (社民)

- ・法治国家において、憲法は最高法規であることは当然のことであるが、米国同時多発テロ事件以降の国会審議を見ていると、政府は憲法をないがしろにしていると言わざるを得ない。
- ・小泉首相は、前文に独自の解釈を施したり、「憲法の前文と9条の間には、すき間、あいまいな点がある。」などと発言している。しかし、日本の平和主義は無謀なアジア太平洋戦争の反省や悲惨な原爆体験からできあがったものであり、憲法にあいまいな点はないと考える。したがって、このような首相の発言の趣旨を、本調査会における調査の対象とするべきである。
- ・また、今後の本調査会においては、憲法が現実の政治、社会の中で、どのように活かされているかを調査するべきである。

都築讓君 (自由)

- ・現憲法は二世前代前の考え方に基づいて作られているが、その考え方で現代を縛ってよいかは疑問であり、また、憲法と現実の間に乖離があることは、国民の規範意識という点から問題がある。そこで、我が国の現状及び将来を見据えた新憲法を、国民が納得できる形で提示するべきである。
- ・過去10年間に、(a)「豊かな社会」が我が国史上初めて実現した、(b)情報化が急速に発展し、多様な価値観が生まれた、(c)冷戦構造が崩壊し、民族紛争や宗教紛争が激化した、(d)少子高齢化が進展したなどの変化がみられた。我が国は、こうした変化にしっかりした対応をすることが求められている。その中で、憲法の果たすべき役割を考えるべきである。

松浪健四郎君 (保守)

- ・国連主導の下に行われたアフガニスタン暫定政権協議は、民族の自決権や内政不干渉の観点からは、積極的評価ができるかどうか明らかでない。
- ・アフガニスタンは、部族を中心とした政治が行われており、我が国の憲法が立脚する「民主主義」とは考え方を異にする。このことから明らかかなように、民族や歴史と憲法の間には深い関わりがある。
- ・日本は敗戦を機に現在の憲法を手中にしたが、その後の歴史の変化や、世界における日本の役割の変化を踏まえて、21世紀の国際社会にふさわしい新しい平和憲法を作るべきである。

中山正暉君 (自民)

- ・憲法前文の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」の部分については、「人間は人間を殺すという本性を持っている」とする脳生理学の見地から、その前提が幻想であると指摘する者がいる。
- ・誰もが平等に扱われ、食べ物を口にすることができるといことが「平和」という言葉の語源であるが、そういう状態が達成されていない現状にかんがみれば、幻想にとらわれることなく、憲法前文から見直す必要がある。

伊藤公介君 (自民)

- ・「55年体制」が終わった後、与野党間で憲法の認識に関して共通の基盤ができてきたことや、これまで当調査会で大きなテーマについて調査をしてきたことを踏まえると、調査会における今後の議論の進め方については、各論の議論を進める時期にきていると考える。
- ・その際の各論における論点としては、(a)前文、(b)天皇の地位、(c)自衛隊による国際協力の在り方、(d)環境権及び国の環境保全義務、(e)参議院の権限・組織の在り方、(f)首相公選制、(g)私学助成、(h)憲法改正手続が考えられる。

山田敏雅君 (民主)

- ・我が国の安全保障に関わる事柄は、これまで米国の都合によって決定されてきており、また、日本の防衛力が中国にとって脅威と映っていることにかんがみ、安全保障についての理念を明らかにしつつ、日本人の日本人による憲法を実現すべきである。
- ・我が国は、世界平和構築のために実現可能な理想として「世界連邦構想」を提唱し、世界をリードすべきである。
- ・憲法には、自由・権利についての規定は豊富だが、義務についての規定はほとんどなく、愛国心についても言及がない。教育現場でも、自由・権利について教える前に、義務や愛国心の大切さについて教えられていないことは問題である。

森岡正宏君 (自民)

- ・世界的な問題の解決には、さまざまな国家が共同して当てる必要があるとあり、特定の国家の価値観だけで対処できるものではない。そこで重要となってくるのが、国家の枠を超えて個々の人間を大切に作る「人間の安全保障」という考え方であり、これを憲法上明記することによって世界をリードすべきである。
- ・個人主義の行き過ぎや権利の偏重が家庭内において問題を生じさせていることから、社会生活の基礎単位としての「家庭」を国が保護すべき旨を憲法上明記すべきである。

中 村 哲 治 君 (民主)

- ・個人主義の行き過ぎや権利の偏重といった問題が生じている背景には、人間の尊厳や他者の尊重といった憲法の理念を活かしきれていないことがあるのではないか。
- ・憲法の解釈権は、一次的には国会にある。国会議員は、この認識を踏まえた上で、憲法の理念を活かした立法を行うべきである。
- ・司法のチェック機能を強化する観点から、11月29日に畑尻参考人から述べられた、憲法改正によらずに最高裁に憲法訴訟を専門に扱う「憲法部」を設置するという構想は、検討に値するものと思う。

菅 義 偉 君 (自民)

- ・現行憲法が制定された当時と比べて生活環境が大きく変化した現在、憲法も時代の変化に合わせて改正すべきである。
- ・「憲法は改正することができる」という意識を国民に植え付ける意味からも、意見の対立の大きい9条の改正よりも、私学助成、環境権等、多くの国民が理解しやすい部分から改正すべきである。
- ・首相公選制についても今後議論をしていくべきである。

上 田 勇 君 (公明)

- ・現行憲法の精神は今後も大切にすべきと考えるが、現行憲法が想定していない状況が生じている現在、時代の変遷に合わせて見直すべき点や補充すべき点もあると考える。
- ・今までの調査で論点は出揃っているため、今後は、それらについて具体的なアイデアを提示して、コンセンサスを得ていくべきである。その際、意見の隔たりの大きい9条については、最後に議論すべきである。

今 村 雅 弘 君 (自民)

- ・現行憲法の理念は、ほぼ達成されたと考える。今後は、理念の達成度を点検し、権利と義務の関係や家族制度等について、必要な見直しを図っていくべきである。
- ・時代の変化、グローバル化に対応した憲法に改正すべきである。

赤 嶺 政 賢 君 (共産)

- ・憲法調査会は改正の議論をする場ではなく、広範かつ総合的な調査に徹すべきである。
- ・沖縄の人々は「ひめゆりの心」を9条に託してきたにもかかわらず、今国会におけるテロ対策特別措置法の成立、PKO法の改正によって、9条の精神を蹂躪する現内閣の姿勢が明らかとなった。
- ・21世紀は、軍事力ではなく、外交や平和的な話し合いによる紛争解決の時代であり、9条の価値が地球的に生きることを希望する。

中 曾 根 康 弘 君 (自民)

- ・内閣に憲法調査会が置かれていた昭和30年代当時と比べて、現在の憲法論議は、(a)冷戦の終了、(b)独立回復後約50年の経過、(c)憲法に対する世論の変化といった状況下で行われていることに特徴がある。
- ・改憲派が30・40歳代に多いのは、他国の文化から良いところを積極的に取り入れて日本独自の文化を築いてきた日本人の「民族的同化力」を、若い世代が備えていることの現われである。
- ・集団的自衛権に関する憲法解釈は、時代の変化に伴って変わり得るものであり、「集団的自衛権を保有しているが行使できない」という内閣法制局の解釈は、見直すべきである。
- ・今後の論点としては、(a)前文、(b)9条、(c)非常事態、(d)私学助成、(e)環境問題、(f)憲法改正手続、(g)首相公選制、(h)参議院の在り方、(i)最高裁判所裁判官の国民審査制、(j)憲法裁判所等が挙げられる。
- ・憲法調査会での「論憲」は3年程度を目途として、4年目には各党が新憲法の要綱を提案し、憲法改正の準備段階に入るべきだ。

首 藤 信 彦 君 (民主)

- ・「人間の安全保障」の観点をも踏まえ、従来の国家中心の安全保障から、テロ、難民、地域紛争等の新しい課題に対応できる安全保障へ転換すべきである。また、危機管理に関する法整備を行うべきである。
- ・難民、貧困等の全世界的な問題に対して我が国がどう取り組むか、また、NGO、NPOを憲法上明確化する等、国家と市民社会との関係はどうあるべきかについて検討すべきである。

今 野 東 君 (民主)

- ・外国人に社会権が認められるかといった問題をはじめとして、外国人に保障される人権の範囲については学説においても諸説あるが、今後幅広い議論が必要である。
- ・国際紛争の解決は、国連軍が中心となるべきである。また、「人間の安全保障」の観点から、平和憲法を持つ日本は、国連に対して、紛争の平和的解決を目指すという本来の国連の姿を求めていくべきである。

小 林 憲 司 君 (民主)

- ・これまで、憲法解釈により集団的自衛権の行使を認めず、個別的自衛権に徹してきたことで、我が国の安全は守られてきた。今後は、国際情勢の変化に合わせて、世界及びアジアの中における我が国の役割、国民のアイデンティティー等を踏まえた憲法改正を積極的に検討していくべきである。

原 陽 子 君 (社民)

- ・小泉首相の首相公選論のような改憲を前提とし

憲法調査会は、毎月2回程度、衆議院第18委員室にて開会されています。(木曜日定例)

た発言が相次いでいるが、憲法調査会の活動は、あくまで日本国憲法の広範かつ総合的な調査に徹すべきである。

- ・憲法調査推進議員連盟が憲法改正の国民投票に係る法案を提出する動きがあるが、同議連の会長を、憲法調査会会長が兼ねていることは、中立・公平性の観点から問題である。また、委員の出席率の低い現状では、憲法調査会が報告書を作成したとしてもその正当性が疑われるのではないか。
- ・現憲法に不満をとないサイレント・マジョリティの存在を重視すべきである。

下村博文君（自民）

- ・21世紀においても、国家は国際関係における基本的単位として残っていくと考えられるので、あるべき国家の姿を基本法である憲法の中で論じていくべきである。その際には、家族、教育、首相公選制、安全保障等が重要なテーマとなる。
- ・憲法をめぐる議論は、際限なく続けるべきではなく、一定の期間を区切り、各党が改正案を持ち合い、合意を形成する努力を行うべきである。

大出彰君（民主）

- ・21世紀の日本の憲法を考えるに当たり、自由権を基礎とし、この担保のために、民主主義を尊重すべきという観点から以下の点を主張したい。
(a) 象徴天皇制を堅持しつつ、憲法の第1章を「国民」に変える、(b) 自由権の前提として、前文のいわゆる「平和的生存権」の内実を発展させる、(c) 唯一の被爆国として、核廃絶、非核三原則の理念を憲法に盛り込む、(d) いわゆる環境権等の新しい人権、動物愛護のような規定を積極的に盛り込む、(e) 民主主義の発展のために地方分権を進める、(f) 地球・宇宙環境の保護を配慮する国家となるべきである。

島聡君（民主）

- ・憲法論議の際には、(a) 明文改憲、(b) 法律改正、(c) 解釈の変更、の三点に分けて議論すべきである。
- ・統治機構について議論する際は、行政権の長である小泉首相に参考人として来てもらい、首相のリーダーシップ、政党の憲法上の位置付け、集団的自衛権の解釈等について議論したい。

二田孝治君（自民）

- ・憲法といえども「不磨の大典」ではなく、時代に応じた憲法改正が必要であり、それに対応して法律も制定していくべきである。また、憲法改正規定の在り方についても検討する必要がある。

藤島正之君（自由）

- ・集団的自衛権の行使を認めない憲法解釈を維持したままで、実際は集団的自衛権の行使に当た

ると考えられる自衛隊の海外派兵を行ったことや、地方自治の形骸化、最高裁判所の違憲判断回避の傾向等は、国民の憲法に対する信頼を損なう。

- ・社会の変化のスピードは速いため、憲法調査会も5年という期間にとらわれず、早期に結論を出すことを考えるべきである。

中川正春君（民主）

- ・我が国の「国家意思」や「国家戦略」を形成すべきであり、それを憲法の条文において明確にすべきである。
- ・調査会の今後の運営として、(a) 各党は個別的・具体的事項につき意見を集約した上で、調査会の場に提示すべきである、(b) 調査会においては、国家のビジョン等を徹底的に議論し、集約すべきである。

憲法調査会、この一年

12月6日の委員間の自由討議を終えた後、中山会長から、以下のとおり、この一年を振り返っての挨拶がありました。

— 会長挨拶（全文） —

本日をもって本年の憲法調査会は最後となります。そこで、本年中の調査会の活動につき、改めてその経過をご報告したいと存じます。

本年1月からの第151回常会では、昨年より引き続き「21世紀の日本のあるべき姿」をテーマに参考人質疑を中心にして調査を行いました。2月8日から5月17日にかけて5回にわたり、参考人より意見を聴取し、質疑を行っております。お呼びした参考人は9名、質疑を行った委員は私を含め、延べ71名でございます。

各参考人が提示された論点といたしましては、科学技術の進歩が社会に与える影響、教育改革、グローバル化と国家、遺伝子構造解明と生命倫理の問題、少子高齢化社会の到来と生産年齢人口減少の問題及び社会保障制度の在り方、IT革命による人間社会の変化への対応、国家概念とその再構築の必要性、北東アジアにおける日本の役割、国と地方との関係などがございましたが、これらの諸問題に関し、憲法との関係あるいは憲法のあるべき姿について、多岐にわたって熱心な議論がなされました。

さらに6月14日には、特にテーマを設けずに自由討議を行い、19名の委員より日本国憲法についての意見を聴取いたしました。

また、本年においても昨年と同様、衆議院から本調査会委員をメンバーとする調査議員団が海外に派遣され、本年は8月末から9月上旬にかけて、ロシア及びハンガリーその他の東欧各国、オランダ及

びスペインを始めとする王室制度を有する5ヶ国、並びにイスラエルの、合計11ヶ国の憲法事情について調査をしてみました。

その調査内容につきましては、10月11日の調査会においてその概要をご報告し、また、先月、議長に対して提出し、委員各位にも配布いたしました報告書のとおりでございますが、調査内容を一部ご紹介いたしますと、ロシアにおける新憲法の制定経緯や国民への浸透の実態、大統領の強大な権限に対する議会のコントロールの在り方、憲法裁判所の審理の実態、東欧各国におけるソ連邦崩壊後の一連の民主的改革に伴う新憲法の制定・改正の経緯やその特徴、王室を有する諸国における国王の権限と地位その他憲法における王室制度の位置付けとその運用実態、イスラエルにおける首相公選制導入及び廃止の経緯、などがございます。

これらの調査を経て痛感いたしますのは、各国とも、政治体制がいかなるものであるにせよ、憲法に関する論議の素材が国民に対して十分に提示され、国のあり方は最終的には国民が判断するということが、さらに、そのような判断にとっては、政治的リーダーに対する国民の信頼が重要であるということでもあります。

そして本年9月からの第153回臨時会では、引き続き「21世紀の日本のあるべき姿」をテーマにしつつも、「国際連合と安全保障」、「統治機構に関する諸問題」及び「人権保障に関する諸問題」の三つの視点から、より焦点を絞って精力的な調査をしてみました。お呼びした参考人は6名、質疑を行った委員は私を含め、延べ50名でございます。

各参考人からは、各世代が自ら決定した理念に基づいて国家を運営するための護憲的改憲論、明確な国家戦略に基づく外交・安全保障政策再構築の必要性、討議民主主義の実現による一般利益と特定利益との調和、行政学の立場から、議会と内閣の関係を捉え直すことの有用性、我が国の人権保障の現状と平和的生存権及び人間安全保障の確立の必要性、司法権による違憲立法審査の実質化のための憲法改正によらない憲法裁判所の設置の必要性、などが述べられました。小泉首相が検討を始めた首相公選制、9月11日に米国で発生した同時多発テロ事件とその後の国際情勢及びそれに伴う国内情勢の変化など、時事的な諸問題と相俟って、極めて有意義な議論がなされたものと存じます。

さらに本年は、日本国憲法についての国民各層の意見を聴取するため、3回にわたり地方公聴会を開催しております。第1回目の地方公聴会は4月16日に宮城県仙台市において「日本国憲法について」をテーマに、第2回目の地方公聴会は6月4日に兵庫県神戸市において「21世紀の日本のあるべき姿」をテーマに、そして第3回目の地方公聴会は11月26日に愛知県名古屋市において「国際社会における日本の役割」をテーマに開催いたしました。11名の一般公募を含め都合26名の意見陳述者から意見を聴取し、質疑を行い、また、12名の傍聴者からも意見を聴取しております。若干の混乱はありましたが

の、国民から直接に意見を伺う機会を持つことは、我々国民の代表者である国会議員にとって非常に重要であり、さらにこのことは、我々が現在行っている調査活動とその内容に対して国民の信頼を得ることにつながるものでもあります。

このような議論を経て、本日は、この一年間積み重ねてまいりました議論を振り返りつつ、今臨時会における議論をふまえ、本調査会の活動を総括する締めくくりの自由討議を行いました。発言された委員は27名でございます。

来年以降の調査テーマ、手法及びその日程につきましては、本日の各委員のご意見も参考にさせていただきながら、今後、幹事会において協議をしてみたいと存じますが、憲法は国民のものであるとの認識のもと、人権の尊重、主権在民、再び侵略国家とはならないという原則を堅持しつつ、今後とも、日本国憲法に関する広範かつ総合的な調査がなされてゆくものと信じます。

最後になりましたが、本日までの調査会におきまして、会長代理を始め、幹事、オブザーバーの皆様、そして委員各位のご指導とご協力により、公平かつ円滑な運営ができましたことに厚く御礼を申し上げます。本年最後の憲法調査会を終了したいと存じます。ありがとうございました。

— (付録) 調査内容、参考人等一覧 —

1. 各回ごとの主な内容

| 国会 | 回次 | 日付 | 主な内容 |
|-----|----|---------|---|
| 151 | 20 | H13.2.8 | 21世紀の日本のあるべき姿 |
| | 21 | 2.22 | |
| | 22 | 3.8 | |
| | 23 | 3.22 | |
| | — | 4.16 | 仙台地方公聴会 |
| | 24 | 4.26 | 仙台地方公聴会の報告聴取 |
| | 25 | 5.17 | 21世紀の日本のあるべき姿 |
| 153 | — | 6.4 | 神戸地方公聴会 |
| | 26 | 6.14 | 神戸地方公聴会の報告聴取及び「日本国憲法に関する件」についての自由討議 |
| | 27 | 10.11 | ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団報告聴取 |
| | 28 | 10.25 | 21世紀の日本のあるべき姿(国際連合と安全保障) |
| | 29 | 11.8 | 21世紀の日本のあるべき姿(統治機構に関する諸問題) |
| | — | 11.26 | 名古屋地方公聴会 |
| 153 | 30 | 11.29 | 名古屋地方公聴会の報告聴取及び21世紀の日本のあるべき姿(人権保障に関する諸問題) |
| | 31 | 12.6 | 21世紀の日本のあるべき姿についての自由討議 |

2. 参 考 人 等 一 覧

○21世紀の日本のあるべき姿

| 回次 日付 | 参 考 人 | |
|-------------|---|------------------|
| 20 2.8 | 岩手県立大学長 東京大学教授 | 西澤 潤一君 高橋 進君 |
| 21 2.22 | 理化学研究所ゲノム科学総合研究センター遺伝子構造・機能研究グループプロジェクトディレクター 日本大学人口研究所次長・日本大学経済学部教授 | 林崎 良英君 小川 直宏君 |
| 22 3.8 | ソフトバンク株式会社代表取締役社長 | 孫 正義君 |
| 23 3.22 | 学習院大学法学部教授 東京大学社会情報研究所教授 | 坂本多加雄君 姜 尚中君 |
| 25 5.17 | 地方財政審議会委員 九州大学大学院法学研究院教授 | 木村 陽子君 大隈 義和君 |
| 28 10.25 | 東京大学教授 拓殖大学国際開発学部教授 | 大沼 保昭君 森本 敏君 |
| 29 11.8 | 東京大学法学部教授 東京大学大学院法学政治学研究科教授 | 長谷部恭男君 森田 朗君 |
| 30 11.29 | 中部大学中部高等学術研究所所長 城西大学経済学部教授 | 武者小路公秀君 畑尻 剛君 |

○地方公聴会

H13.4.16 宮城県仙台市

| 意 見 陳 述 者 | |
|----------------------|--------|
| 仙台経済同友会代表幹事 | 手島 典男君 |
| 宮城県鹿島台町長 | 鹿野 文永君 |
| 東北大学名誉教授 | 志村 憲助君 |
| 東北大学文学部教授 | 田中 英道君 |
| 専修大学法学部教授・東北大学名誉教授 | 小田中聰樹君 |
| 「憲法」を愛する女性ネット代表 | 久保田真苗君 |
| 東北福祉大学助教授 | 米谷 光正君 |
| 弘前学院聖愛高等学校教諭 | 濱田 武人君 |
| 専修大学北上高等学校講師・志民学習会代表 | 遠藤 政則君 |
| みやぎ生協平和活動委員会委員長 | 齋藤 孝子君 |

H13.6.4 兵庫県神戸市

| 意 見 陳 述 者 | |
|--------------------|--------|
| 兵庫県知事 | 貝原 俊民君 |
| 川西市長 | 柴生 進君 |
| 神戸市長 | 笹山 幸俊君 |
| 学校法人大前学園理事長 | 大前 繁雄君 |
| 神戸大学副学長・大学院法学研究科教授 | 浦部 法穂君 |
| 弁護士 | 中北龍太郎君 |
| 兵庫県医師会会長 | 橋本 章君 |
| 兵庫県北淡町長 | 小久保正雄君 |
| 会社経営 | 塚本 英樹君 |
| 大阪工業大学助教授 | 中田 作成君 |

H13.11.26 愛知県名古屋市

| 意 見 陳 述 者 | |
|-----------------------|--------|
| 名古屋大学名誉教授 | 田口富久治君 |
| 主婦 | 西 英子君 |
| 岐阜県立高等学校教諭 | 野原 清嗣君 |
| 名古屋大学大学院法学研究科博士課程後期課程 | 川畑 博昭君 |
| 弁護士 | 古井戸康雄君 |
| 大学生 | 加藤 征憲君 |

3. 各回の延べ発言者数及び開会時間一覧

| 回次 | 日付 | 発言者数 | 開会時間 |
|--------|---------|------|--------|
| 20 | H13.2.8 | 16 | 06h18 |
| 21 | 2.22 | 16 | 05h53 |
| 22 | 3.8 | 8 | 03h24 |
| 23 | 3.22 | 16 | 06h49 |
| 24 | 4.26 | — | 00h06 |
| 25 | 5.17 | 15 | 05h57 |
| 26 | 6.14 | 19 | 02h37 |
| 27 | 10.11 | 9 | 01h11 |
| 28 | 10.25 | 16 | 06h20 |
| 29 | 11.8 | 18 | 05h55 |
| 30 | 11.29 | 16 | 06h06 |
| 31 | 12.6 | 27 | 03h13 |
| 合 計 | | 176 | 53h49 |
| 地方公聴会 | | | |
| 仙台 | 4.16 | 9 | 03h33 |
| 神戸 | 6.4 | 9 | 03h42 |
| 名古屋 | 11.26 | 8 | 03h26 |
| 地方公聴会計 | | 26 | 10h41 |
| 昨 年 計 | | 260 | 75h01 |
| 総 計 | | 462 | 139h31 |

※挨拶、議事進行、派遣報告等の発言は除く。

意見窓口「憲法のひろば」

昨年2月より、憲法について広く国民の声を聴くため、意見窓口「憲法のひろば」を設けております。

これまでに寄せられた意見の総数及びその内訳

- ・受付意見総数：1558件（12/6現在）
- ・媒体別内訳

| | | | |
|-----|------|--------|-----|
| 葉書 | 1029 | 封書 | 253 |
| FAX | 148 | E-mail | 128 |

・分野別内訳

| | | | |
|------|------|-------|------|
| 前 文 | 31 | 天 皇 | 69 |
| 戦争放棄 | 1081 | 権利・義務 | 47 |
| 国 会 | 28 | 内 閣 | 29 |
| 司 法 | 7 | 財 政 | 10 |
| 地方自治 | 8 | 改正規定 | 10 |
| 最高法規 | 7 | そ の 他 | 1028 |

※複数の分野にわたる意見もございますので、分野別内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

【意見窓口「憲法のひろば」の宛先】

FAX 03-3581-5875
 E-mail kenpou@shugiin.go.jp
 郵便 〒100-8960 千代田区永田町1-7-1
 衆議院憲法調査会「憲法のひろば」係
 いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記して下さい。